

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から10年3月まで

平成9年7月に国民年金の加入手続をA市役所で行い、送付された納付書で同年7月以降とそれ以前の期間の保険料を併せた2か月分を、毎月、B信用金庫で主に納付していた。その証拠に平成9年分の所得税の確定申告書の控がある。

また、平成10年分の所得税の確定申告書の控は無いものの、10年1月分から同年3月分も保険料を納付していた記憶がある。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された同年分の所得税の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に「国民年金152,100円」の記載が確認でき、この金額は、当該期間の国民年金保険料合計額と一致している上、税理士が作成し税務署の收受印もあることから、当時作成され提出されたものと考えられ、当該期間に係る保険料を納付したと推認できる。

また、申立期間のうち、平成10年1月から同年3月までの期間については、同年分の所得税の確定申告書（控）が見当たらないことから、社会保険料控除額等を確認することができないものの、当該期間において申立人に住所地や職業の変化が無かったことが確認できること、及び申立人から提出された9年分及び11年分の所得税の確定申告書（控）によると、申立人の所得額に著しい変動が無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間も同様の納付状況にあったものと推認する

のが合理的である。

さらに、申立人は、金融機関で1万3,000円くらいを納付していたと主張しているところ、その納付額はおおむね当時の保険料額と一致しており、申立人の主張内容には信^{びょう}憑性が認められる。

加えて、申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間に係る国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月及び同年 12 月
② 昭和 56 年 7 月から平成元年 8 月まで

私は、昭和 56 年頃自営業になった。58 年頃に A 主催の勉強会に参加したところ、国民年金保険料が未納となっていることを指摘されたため、その後すぐに B 社会保険事務所（現在は、B 年金事務所）へ出向き、妻が国民年金の加入手続を行った。その後、過去の分として 20 万円前後の保険料を納付するための 3 分割された納付書が届き、いどこで納付したかは定かではないが、妻が納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和 61 年 1 月から平成元年 8 月までについて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付したとして、申立期間②の一部に当たる 61 年分及び元年分から 3 年分までの所得税の確定申告書（控）を提出している。

その確定申告書（控）の社会保険料控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致している上、当該確定申告書の作成当時にその作成について指導していたとする元 A の職員は、「当時は、国民健康保険及び国民年金の領収書を確認して確定申告書の記入について指導していた。」と証言している。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 62 年分及び 63 年分に係る確定申告書（控）については所持していないものの、当時の職業や住所などの生活状況に変化が認められず、また確定申告書（控）に国民年金の支

払額が記載されている平成元年9月分以降は納付済みとなっており、申立人は当該期間についても国民年金保険料を納付し、確定申告書を提出していたと考えるのが自然である。

- 2 申立期間①及び②のうち、昭和56年7月から60年12月までについては、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその妻は、「保険料は納付した。」とするのみで、具体的な証言は得られず、これらの状況が不明である上、確定申告書（控）は無い。

また、申立人が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から平成元年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から53年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

私の国民年金の加入手続は義母が行ってくれた。国民年金保険料も義母がA市（現在は、B市）のC農協で納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立期間②直前の昭和53年9月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間②前後の期間は納付済みである上、申立人が6か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①については、申立人は、その義母が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその義母は既に他界しており証言を得られず、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和53年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、47年9月から51年6月までの期間は時効により保険料を納付すること

ができない期間であり、同年7月から53年3月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、保険料納付状況が不明であり、C農協では当時過年度保険料は納付できなかった上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和53年9月頃は第3回特例納付の実施時期に当たるが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が第3回特例納付により保険料納付を行った形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

私は、昭和45年9月に会社を退職後、母から国民年金に加入するよう再三にわたり勧められたので、46年頃にA区役所で国民年金の加入手続を行うとともに、同区役所の窓口で申立期間の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月に会社を退職後、母から国民年金に加入するよう再三にわたり勧められたので、46年頃にA区役所で国民年金の加入手続を行うとともに、同区役所の窓口で申立期間の保険料を一括して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述どおり46年3月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は現年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を全て納付済みであり、7か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月21日から同年10月1日まで

A株式会社に昭和54年9月30日まで勤務し、同年10月1日にB株式会社へ異動した。申立期間は給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の辞令から、申立人と同時期に同社の各営業所等からB株式会社への異動が確認できる6人の同僚に照会し回答のあった3人の同僚は、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたとしている上、A株式会社は、申立人は、同社及び同社の子会社であるB株式会社に継続勤務し、昭和54年10月1日にB株式会社へ異動したが、申立人に係る資格喪失日については54年10月1日とすべきところを誤って同年8月21日と社会保険事務所（当時）へ届け出たと供述していることから、申立人は、申立期間にA株式会社で勤務していたと認められる。

また、上記3人の同僚は、申立期間に申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたとしている上、A株式会社も申立期間に係る申立人の給与から保険料を控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社は申立期間にお

いて、申立人の雇用形態及び給与額は申立期間前と同様であったとしていることから、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の昭和 54 年 7 月の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は上述のように申立人に係る資格喪失日を誤って社会保険事務所へ届け出たとしていること、及び申立期間に係る保険料を納付していないと供述していることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を平成19年6月11日は4万3,000円、同年12月10日は25万円、20年6月10日は17万円、同年12月10日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月11日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年6月10日
④ 平成20年12月10日

株式会社Aに勤務した期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社における賞与に係る納付記録が無い。当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までに係る賞与の記録が無いと申し立てているところ、申立人提出の平成19年及び20年の給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び関係資料から、申立人は、株式会社Aから申立期間①から④までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は4万3,000円、賞与額に見合う標準賞与額は4万5,000円であることから、4万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までの標準賞与額については、所得税源泉徴収簿における厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は25万円、申立期間③は17万円、申立期間④は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は閉鎖されている上、事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月から37年3月まで

申立期間については、父が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずであり、実際に、加入手続時に交付された私の年金手帳によれば、父による昭和36年4月分、37年4月分及び同年5月分に係る保険料の納付が確認できる。

私の姉、兄、妹も父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付しており、姉によれば、私の申立期間に国民年金の納付記録があるとしている上、妹によれば、自分と同じようにAに出てからも父が保険料を納付してくれていたとのことなので、私だけ申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る姉、兄及び妹の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立人と同様の期間について当初は未納であったことが確認できる上、その姉及び兄に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、両名は、当初、未納となっていた申立人の申立期間と同様の期間について、申立人の父が他界（昭和41年*月*日）後に、特例納付で国民年金保険料を納付していることが確認できることから、その父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申

立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から60年12月まで

昭和55年11月の婚姻届出日から60年12月までの間のいずれかの日に、自分自身がA市役所B支所で国民年金の加入手続をし、その手続の以前の期間の国民年金保険料については、まとめて25万円から28万円くらいを納付したところ、A市役所の年金係から「鍋」が送られてきた。その後は妻が自分の分とともに納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年11月*日の婚姻届出日から60年12月までの間のいずれかの日に、自分自身がA市役所B支所において国民年金の加入手続をし、申立人が20歳になった46年*月からその加入手続時までの期間の国民年金保険料について、まとめて25万円から28万円くらいを同支所において納付した。」と申し立てている。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付開始時期について記憶が明確でなく、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年4月頃払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち46年10月から58年12月までは時効により保険料を納付することができない期間であり、59年1月から60年12月までは保険料を納付することができる期間ではあるが、上記のとおり保険料納付状況が不明である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間も 171 か月と長期間であり、これだけの期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考えにくく、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から56年3月まで
私が19歳から家業（農業）を手伝っていたところ、20歳の時に父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても両親の分とともに父が地元の納税組合に支払っていたと思う。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳の時に父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても両親の分とともに父が地元の納税組合に支払っていたと思う。」としているが、その父は他界しており、加入手続及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、47年3月から54年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、55年1月から56年3月までは保険料を納付することができる期間であるが、上記のとおり保険料の納付状況が不明である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月から61年3月まで
平成2年に結婚することになったので、結婚前にそれまで未納となつたままであつた昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料をきちんと納付しておきたいと思い、元年に母と一緒にA市役所に行き、年金担当の窓口において申立期間の保険料を一括して納付しているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、昭和61年4月から国民年金保険料を納付した記録となっており、それ以前は未納の記録となっているところ、申立人は、平成2年に結婚することになったので、それまで未納となつたままであつた申立期間の国民年金保険料をきちんと納付しておきたいと思い、元年に母と一緒にA市役所に行き、年金担当の窓口において申立期間の保険料を一括して納付したとしている。しかしながら、申立人が申立期間の保険料を納付したと断言している元年時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、当時、A市役所の国民年金の担当窓口及び同市役所内の銀行出張所のいずれも過年度保険料の納付は一切扱っていなかつたとしており、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

また、当該保険料の納付に同行したとする申立人の母からも、納付状況についての具体的な証言は得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 31 日から 13 年 1 月 1 日まで
平成 12 年 12 月 31 日付けで家族の介護のために A 株式会社（現在は、B 株式会社）を早期退職したが、退職証明書の退職日が同年 12 月 31 日付けになっているにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日の記録が同年 12 月 30 日となっているのは間違いであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職証明書に退職日が平成 12 年 12 月 31 日と記載されていることを根拠に、同日まで申立事業所に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたとしている。

しかしながら、雇用保険の記録によれば離職日は平成 12 年 12 月 29 日となっている上、事業主が提出した申立人に係る平成 12 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及び退職金計算書では、退職年月日はいずれも 2000 年 12 月 29 日と記載されていることが確認できる。

また、事業主が提出した、C 社会保険事務所（当時）発行の健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金増減内訳書によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成 12 年 12 月 30 日と届け出たことが確認でき、事業主は「申立人は、平成 12 年 12 月 29 日付けで退職したため、同年 12 月 30 日喪失で届け出た。」と供述している。

さらに、事業主は、「平成 12 年 12 月の保険料は 12 月 29 日付け退職のため、控除していないと思われるが、関係資料は保管期限を過ぎており、保存していない。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が提出した退職証明書について、事業主は、「退職証明書は日付を間違えて発行したと思われる。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。